

第4号議案

茨城県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令

茨城県教職員住宅管理規程（昭和42年茨城県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1土浦地区乙戸南住宅の項を削る。

付 則

この訓令は、公布の日から施行する。

令和2年5月25日提出

茨城県教育委員会教育長 小泉 元伸

（提案理由）

新・茨城県教職員住宅再編計画に則り、土浦地区乙戸南住宅の用途を廃止したため、所要の改正を行おうとするものである。

茨城県教職員住宅管理規程新旧対照表

改 正 案			現 行		
別表第1			別表第1		
名 称	所 在 地	管 理 者	名 称	所 在 地	管 理 者
水戸地区見和住宅	水戸市見和2丁目186番地の2	福利厚生課長	水戸地区見和住宅	水戸市見和2丁目186番地の2	福利厚生課長
			土浦地区乙戸南住宅	土浦市乙戸南2丁目19番11号	県立土浦第二高等学校長

第 5 号議案

令和 3 年度使用県立高等学校及び県立中等教育学校(後期課程)
の教科用図書の採択方針について

令和 3 年度に県立高等学校（特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）及び県立中等教育学校(後期課程)で使用する教科用図書は，下記の方針により採択するものとする。

記

- 1 本県教育の目標の具現化を目指して採択に当たること。
- 2 各学校の教育課程並びに生徒の実態に即するものとする。
- 3 各学校における教育上の種々の条件を考慮し，教科用図書の内容を十分に検討して適正を期すること。
- 4 学習内容の系統性を尊重して，継続的，発展的に学習できるように配慮すること。
- 5 採択に当たっては，公正確保に特に留意すること。

令和 2 年 5 月 25 日提出

茨城県教育委員会教育長 小泉 元伸

（提案理由）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号) 第21条第 6 号の規定に基づき，県教育委員会が県立高等学校及び県立中等教育学校(後期課程)で使用する教科用図書を採択するための方針を決定しようとするものである。

県立学校における教科書の採択について

1 教科書の使用義務

○学校教育法第34条

小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

※中学校，高等学校，中等教育学校，特別支援学校は，同法各章の準用規定により準用。

2 教科書の採択権限

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条

教育委員会は，当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で，次に掲げるものを管理し，及び執行する。

6 教科書その他の教材の取扱いに関すること。

〈市町村立小・中学校〉・・・市町村教育委員会

〈県立学校〉……………県教育委員会

3 教科書の採択について

〈県立高等学校，県立特別支援学校，県立中学校，及び県立中等教育学校の場合〉

○公立の中学校のうち，県立中学校，県立中等教育学校(前期課程)については，学校ごとに採択を行う。

※義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第3項による。

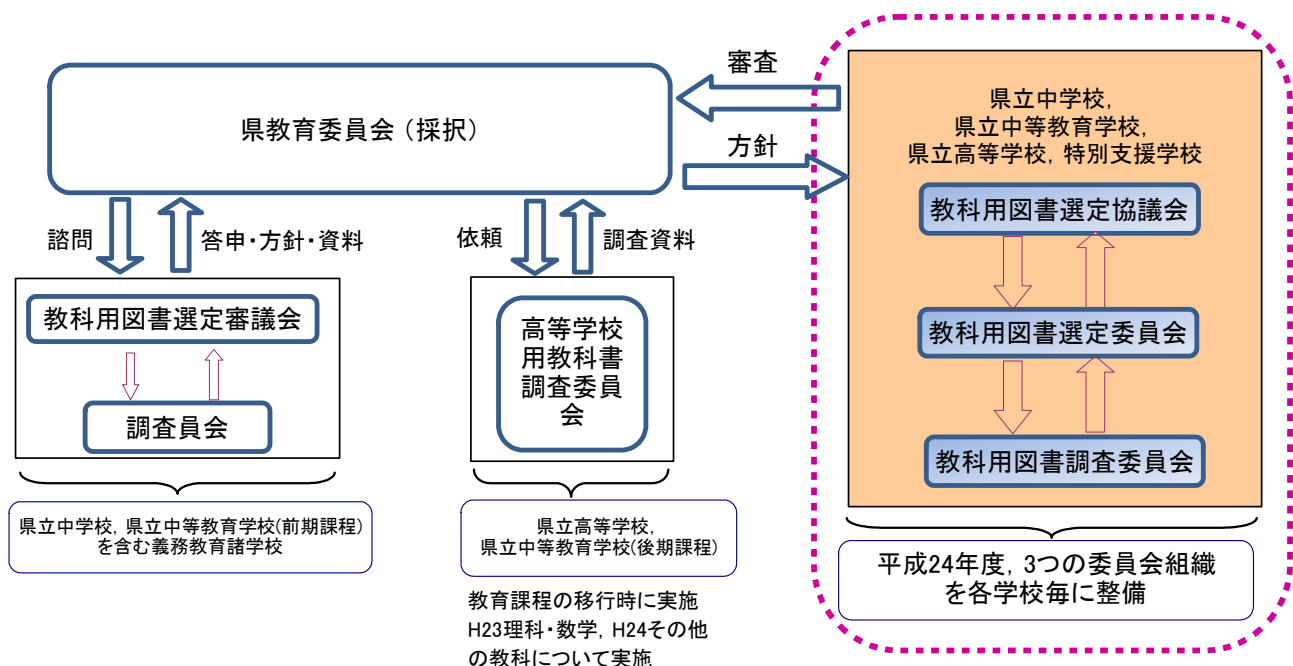
○公立の高等学校，県立特別支援学校についても学校ごとに行う。

4 平成23年度の自民党勉強会以降に改善・変更をおこなった点（下図網掛け部分）

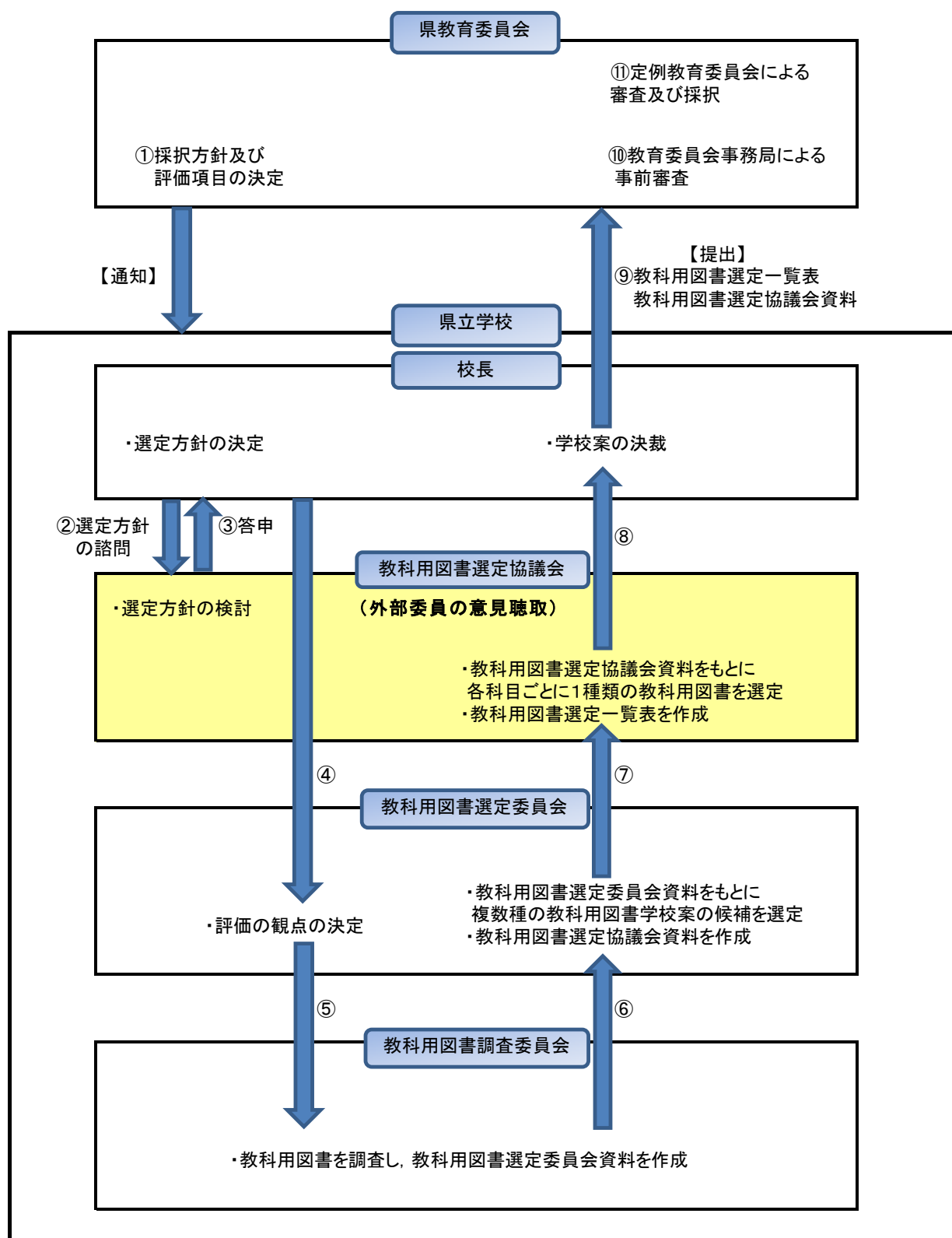
(1) 外部委員が参加する「教科用図書選定協議会」の設置による透明性の確保

(2) 選定業務に係る作成資料の様式変更

(3) 「茨城県立学校教科用図書選定の手引」の作成及び学校での活用



教科用図書採択の流れ



①～⑪は作業手順を示す番号である。また、「茨城県立学校教科用図書選定の手引」を随時活用する。

上記太枠は、採択方針決定後の各学校における選定の流れ。

【別記】検定・採択の周期

年度（西暦）		25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
学校種別等区分											
小 学 校	検 定	◎			◆	◎	◎				◎
	採 択		△			▲	△	△			
	使用開始			○			●	○	○		
中 学 校	検 定		◎			◆	◎	◎			
	採 択			△			▲	△	△		
	使用開始				○			●	○	○	
高 等 学 校	主として 低学年用	検 定		◎				◎	◎		
		採 択			△				△	△	
		使用開始	○							○	○
	主として 中学年用	検 定			◎				◎	◎	
		採 択	△			△				△	△
		使用開始		○			○				○
	主として 高学年用	検 定	◎			◎				◎	◎
		採 択		△			△				△
		使用開始			○			○			

◎：検定年度

△：直近の検定で合格した教科書の初めての採択が行われる年度

○：使用開始年度（小・中学校は原則として4年ごと）

◆：「特別の教科 道徳」の教科書の検定年度

▲：直近の検定で合格した「特別の教科 道徳」の教科書の初めての採択が行われる年度

●：「特別の教科 道徳」の使用開始年度

※ 小学校には義務教育学校の前期課程を，中学校には義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を，高等学校には中等教育学校の後期課程を含む。

※ 太線以降は，学習指導要領改訂後の教育課程の実施に伴う教科書についてである。

※ 小学校における平成30年度，中学校における平成31年度においては，「特別の教科 道徳」を除く各教科の教科書についての採択が行われる。